

平成19年度 産地づくり計画書

大口町地域水田農業推進協議会

1 共通事項

- (1) 本協議会の範囲
本協議会は、大口町とする。
- (2) 助成対象となり得る水田等の確認方法
水田台帳、過去の生産調整実績（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）
7月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。
- (3) 生産調整実施者の確認方法
本協議会による現地確認、又は農業共済組合から提供された情報。
- (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法
東海農政局から提供された情報。
- (5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い
同一年度ないに、同一の交付対象者が同一ほ場において複数の用途の種類に取り組んだ場合、交付対象とするのはこのうちのひとつの取組みとする。
ひとつの取組みで複数の用途の種類要件を満たす場合重複して交付を受けることができるものとする。
同一ほ場で対象作物が2回以上作付される場合又は混作が行われる場合は、1番単価の高いものにつき1回限り交付するものとする。
対象作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち1回を本助成の対象とする。
- (6) その他の共通事項
申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、小牧市、江南市、犬山市、扶桑町にあっては本協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		34,954,000	34,954,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分			0			
	担い手集積加算				0		
計		34,954,000	34,954,000	0	0		

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

用途の分類 (記号番号)	助成金の用途の名称	助成対象面積	活 用 額				計	助成単価	支払時期	備考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業					担い手集積加算事業
				基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額						
7D3	協議会運営費		100,000				1000,000	随時			
311	転作作物作付助成(生産調整達成基本助成)	116	10,054,000				10,054,000	3月下旬			
C11	転作作物作付助成(均質流通奨励加算)	62	24,800,000				24,800,000	3月下旬			
	米価下落等の補てん (基本部分)										
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分									
		(前年度分)									
	計	178	34,954,000				34,954,000				

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各用途ごとの内容等

助成金の用途の名称	協議会運営費
用途の分類 (記号番号)	7D3
具体的内容 [支出の項目]	地域水田農業推進協議会(町及び農業協同組合の役職員の委員を除く)及び地域水田農業推進協議会会員以外の専門家、指導員等として依頼した者に対する謝金及び報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費
効果	大口町地域水田農業推進協議会運営費の執行により、水田農業構造改革の推進等に資する。
助成要件 [支出の対象]	消耗品費：大口町地域水田農業推進協議会の活動に係る消耗品及び現地確認に係る消耗品購入費 通信運搬費：水稻生産実施計画書等送付代金
確認方法	消耗品費：納品書、領収書 通信運搬費：領収書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	消耗品費(84,000円) ・各種台帳用ファイル：30冊×500円=15,000円、 プリンタカートリッジ：1個×30,000円=30,000円、 用紙等：12,500枚×0.5円=6,250円、 封筒：3,000枚×10円=30,000円、文房具等：2,750円 通信運搬費(16,000円) ・営農計画書等郵送代金：200人×80円=16,000円

単価調整の方法	当初計画より実績が増加した場合は、協議会構成団体からの助成金等をもって充てる。
---------	---

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（生産調整達成基本助成）
使途の分類 （記号番号）	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	需要に応じた米の計画的生産の確立のため、大麦、大豆、その他等の作付面積に応じて、作付を行った農業者に対し助成する。
効果	農業者が水稲と麦等の転作作付を行うことにより米の生産が抑えられ、米の生産調整の推進に資する。また、転作作物についても大麦・大豆の産地化をはかり、水田農業ビジョンに掲げた各作物作付目標達成に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次のすべてを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会による生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、収出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。） 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。ただし、全く水田を所有していない等の理由により、作付確定面積の通知を受けていない、または集荷円滑化対策に係る拠出を行う必要がない者については生産調整者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者とみなす。 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。 水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実

	<p>施要領」という。)第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。又は次に掲げる事項の全てを満たす農業者等。</p> <p>ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けていること。</p> <p>イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。</p> <p>対象作物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物は、別表とする ・別表中の永年作物等及び一般作物中「みつまた」については、植栽後4年を経過していないもの。 ・通常の収穫を挙げ得るに必要な栽培密度があるとともに通常の肥培管理が行われているものとする。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に水稻作付(運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行わない水田に別表に記載する作物を作付及び自己保全管理、調整水田であること。 ・飼料用作物については、関係する有畜農家及び耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 										
<p>確認方法</p>	<p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付が行われていないことの確認 現地見回り(確認7月上旬、ただし大麦、レンゲ、キカラシ、ナタネの確認日4月中旬)</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全作業受託の場合受委託契約書の写し等 ・飼料用作物の利用供給計画の写し ・水田台帳、過去の生産調整実績等 										
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>交付基本額</p> <table border="0"> <tr> <td>麦、大豆</td> <td>10,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>レンゲ、キカラシ、ナタネ</td> <td>7,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>上記5品目以外の作物作付</td> <td>5,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>調整水田</td> <td>2,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>自己保全管理</td> <td>1,000円/10a</td> </tr> </table>	麦、大豆	10,000円/10a	レンゲ、キカラシ、ナタネ	7,000円/10a	上記5品目以外の作物作付	5,000円/10a	調整水田	2,000円/10a	自己保全管理	1,000円/10a
麦、大豆	10,000円/10a										
レンゲ、キカラシ、ナタネ	7,000円/10a										
上記5品目以外の作物作付	5,000円/10a										
調整水田	2,000円/10a										
自己保全管理	1,000円/10a										
<p>単価調整の方法</p>	<p>助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額の99.7%を上回ることが、農業者からの営農計画書を取りまとめた結果、明らかになった場合は、次式により単価調整を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">県協議会からの助成総額の99.7%に相当する額</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 ×</p> <p style="text-align: right;">助成に係る費用の合計</p>										

別表
助成対象作物等

作物名		作物の種類
麦類		大麦
豆類		大豆
一般作物	飼料作物	青刈りとうもろこし・ソルガム・稲発酵粗飼料用稲・その他青刈り・永年性牧草・イタリアンライグラス・その他一年生牧草・飼料用根菜類・飼料用穀類・青刈りハトムギ・その他青刈り・永年性牧草(協議)・1年生牧草・飼料用根菜類(協議)・子実用ハトムギ・その他飼料用穀類・その他飼料用作物・飼料用青刈り稲・加工用青刈り稲
	雑穀	そば・ハトムギ・その他雑穀
	花木種苗類	花き・花木・種苗類
	地力増進作物	えん麦・ライ麦・ソルガム・とうもろこし・ハトムギ・クローバー類・レンゲ・その他地力増進作物
	薬用・香料作物	薬用作物・香料作物・みつまた
特例作物	野菜	きゅうり・トマト・なす・ピーマン・かぼちゃ・いちご・すいか・メロン・キャベツ・キャベツ(裏作転作)・はくさい・はくさい(裏作転作)・ほうれんそう・ねぎ・たまねぎ・たまねぎ(裏作転作)・レタス・だいこん・だいこん(裏作転作)・にんじん・さといも・れんこん・しょうが・えだまめ・青さやえんどう・未成熟とうもろこし・ばれいしょ(食用品種)・かんしょ(食用品種)・アスパラガス・きのこ類・つけうり・とうがらし・オクラ・セルリー・カリフラワー・ブロッコリー・しゅんぎく・みつば・せり・パセリ・ふき・しそ・にら・らっきょう・みょうが・食用ぎく・かぶ・ごぼう・やまいも・じねんじょ・青さやえんどう・サニーレタス・こまつな・カブラナ・まくわうり・その他野菜・くわい・その他湛水性野菜・たばこ・こんにゃく・その他特例作物扱い
永年性作物等	永年性作物	日本なし・西洋なし・もも・うめ・びわ・かき・くり・いちじく・その他果樹・ホップ・こうぞ・切花用母樹・その他永年性作物
	林地等	林地・養魚池・農業生産施設用地・施設園芸用施設・養魚水田
景観形成等水田		レンゲ・キカラシ・ナタネ(菜の花)・ひまわり・コスモス・花ショウブ・スイセン・ケイトウ・その他景観形成作物
調整水田		調整水田(全体)・調整水田(部分)
自己保全管理		自己保全管理

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（均質流通奨励加算）
使途の分類 （記号番号）	C 1 1
具体的内容 [支出の項目]	<p>水稻の生産調整として作付られた大麦・大豆の出荷に対し作付面積に応じて助成を行う。</p>
効果	<p>農業者が大麦・大豆の転作作付を行うことにより米の生産が抑えられ、米の生産調整の推進に資する。</p>
<p>助成要件 [支出の対象]</p>	<p>交付対象者 次のすべてを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会による生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、収出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。） ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員的水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。）第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ 生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。ただし、全く水田を所有していない等の理由により、生産目標の配分を受けていない、または集荷円滑化対策に係る拠出を行う必要がない者については生産調整者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者とみなす。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。 ・ 水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。又は次に掲げる事項の全てを満たす農業者等。 <ul style="list-style-type: none"> ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けていること。

	<p>イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象作物の収穫年度に水稻の作付け(生産目標数量の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。)が行われていないこと。 地域水田農業ビジョンに明記された担い手であること。 <p>対象作物等</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内の共同乾燥調製施設を利用して乾燥・調製が行われ出荷された大麦 				
確認方法	<p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的飼料と照合等 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付が行われていないことの確認 現地見回り(確認8月上旬、ただし大麦は4月中旬) JAの共同乾燥調製施設を利用の確認 JAから提供された情報 担い手農家の確認 大口町地域農業水田ビジョンで確認 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 全作業受託の場合受委託契約書の写し等 水田農業ビジョン 				
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<table> <tr> <td>大麦</td> <td>40,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>40,000円/10a</td> </tr> </table>	大麦	40,000円/10a	大豆	40,000円/10a
大麦	40,000円/10a				
大豆	40,000円/10a				
単価調整の方法	<p>助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額の99.7%を上回ることが、農業者からの営農計画書を取りまとめた結果、明らかになった場合は、次式により単価調整を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">県協議会からの助成総額の99.7%に相当する額</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × 助成に係る費用の合計</p>				

記入上の注意

- 「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
 - 助成金の使途の名称の欄は、産地づくり事業に産地づくり特別加算事業を上乗せで実施する場合は、地域協議会が実施する使途の名称の後に、【産地づくり特別加算事業分】と記入すること。
 - 使途の分類の欄には、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号(1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類記号番号で区別される内容が含まれている場合は、原則として複数の記号番号)を記入すること。
 - 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。(協議会自らの活動に要する経費か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明記すること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となる得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。)
- なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意すること。
- 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
 - 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
 - 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか
 - 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか

といった観点から記入すること。

また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適当かどうかを明確に記入すること。

- 6 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類（別紙 11 の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。）とその具体的な内容を記入すること。
- 7 [] は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営費に係る経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 8 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(1) 総括表」及び「(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」にその旨明記すること。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	該当なし
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び 当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の使途の名称	該当なし
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び 当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

記入上の注意

「(イ) 稲作構造改革促進事業」及び「(ウ) 担い手集積加算事業」の「基準収入」及び「当年産収入」の算定方法の欄は、都道府県協議会が定める稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入及び当年産収入の算出において使用するデータ以外の客観的なデータを使用する場合は、そのデータの算出根拠がわかる資料を添付すること。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

用途の区分及び用途の名称	作目等区分	員数	単価	金額 (円)	備考
1 大幅な超過達成に関する用途 2 地域振興作物の振興に関する用途 その他意欲的な生産調整に関する用途	景観形成作物	6.2ha	10,000	620,000	
	合計	6.2ha	10,000	620,000	

(注) 員数の欄には、金額を算出する基となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	その他意欲的な生産調整の取り組みに関する用途
作物等区分	景観形成作物(レンゲ・キカラシ・ナタネ)
具体的内容	当該年度に水田1枚を単位として水稻の作付を行わない水田において助成要件に適合する取り組みを行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	地域水田農業ビジョンに奨励作物として位置付けしており、地力増進兼景観形成作物としてレンゲ・キカラシ・ナタネの栽培を振興することにより、地域における景観の形成及び地力の向上と生産基盤の維持に寄与することができる。
助成の要件	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会による生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行なっている者。ただし、大口町に在住する者であって全く水田を所有していない等の理由により、生産目標数量の配分を受けていない、または、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っていない者とみなす。 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあつては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。))第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり

	<p>うる。</p> <p>同様に、集荷円滑化対策の抛出を行なっていない農業者等であっても、水稻の作付（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書きの規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者抛出金が0円となる場合、助成対象者とのりうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集荷円滑化対策の生産者抛出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者抛出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。 ・ 水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。又は次に掲げる事項の全てを満たす農業者等。 <ul style="list-style-type: none"> ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けていること。 イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における景観の形成に寄与するものとして、大口町地域水田農業ビジョンに載せてあるレンゲ、キカラシ、ナタネ。 ・ 当該年度に水稻の作付（運用要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田1枚を単位として作づけられており、通常の状態で作付されていること。 ・ 本助成金は、地域協議会助成事業の交付金と重複して交付できるものとする。 ・ 助成要件を満たす景観形成作物が、同一年度内に複数回場合はそのうち一回を本助成の対象とする。 ・ 通常の肥培管理が行われていること。
<p>確認方法</p>	<p>作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の栽培管理が行われていること。現地見回り（確認日4月20日） 主食用水稻の作付が行われていないことの確認現地見回り（確認日7月1日） その他の確認 全作業受託の場合、受委託契約書の写し。</p>
<p>助成水準 （助成額の算定方法）</p>	<p>10アールあたり10,000円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の</p>

	<p>合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 調整後の助成単価 = 40,000千円/交付申請額の合計額 × 10,000円</p>
--	---

記入上の注意

- 1 「(1)総括表」の「1大幅な超過達成に関する用途」及び「3その他意欲的な生産調整に関する用途」の区分及び用途の名称の欄の記入については、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金助成の活用方針の具体的な活用計画の用途の区分1つにつき、原則としてそれぞれ1つまで選択できる。
- 2 「(1)総括表」の活用の区分の「2地域振興作物の振興に関する用途」を選択する場合において、作物等区分欄の記入については、都道府県協議会が定める作物等区分から選択すること。また、複数設定した場合は、枝番号をつけて区分すること。
- 3 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとにその他意欲的な生産調整の取組の用途を複数設定した場合は、活用の区分の欄に枝番号を付けて区分するとともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 4 「(2)用途ごとの内容」は、「(1)総括表」の用途の名称ごとに作成するものとし、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金助成の活用方針の具体的な活用計画を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。
- 5 効果の欄は、当該用途に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会(3の場合は旧市町村、旧地域協議会又は区域ごとに)における生産調整への意欲的な取組の助長にどのように寄与しているのかといった観点から記入すること。

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
904	904	
合 計	904	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
904	904	